

**宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ等〕**  
**実施要領の一部改正概要（令和3年6月1日付け改正）**

**1 改正の理由**

令和2年12月以降の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震の影響により、被災地域において共同利用施設や卸売市場施設等に大きな被害が発生しており、これら被災地域における農業生産基盤の回復、産地の体質強化及び卸売市場機能の回復を図るため、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金における緊急対策として、令和2年から3年までの冬期の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策実施要領が制定された（令和3年4月1日付け2食産第6587号農林水産省食料産業局長，2生産第2416号農林水産省生産局長，2政統第2587号農林水産省政策統括官通知）。

このため、宮城県において当該対策を実施するため、宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金〔産地基幹等支援タイプ等〕実施要領を一部改正するもの。

**2 主な改正の内容**

**（1）引用規定の改正**

本文及び様式の注釈において、国産農畜産物供給力強靱化対策実施要領に関する規定を削除し、令和2年から3年までの冬期の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策実施要領に関する規定に改正した。

**（2）様式の削除及び新設**

国供給力強靱化対策（国産農畜産物供給力強靱化対策実施要領に基づく対策）の実施計画書（別紙様式第1号別添2）及び事業実施状況報告及び評価報告書（別紙様式第6号別添3）を削除し、国被災産地支援対策（令和2年から3年までの冬期の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策実施要領に基づく対策）の事業実施状況報告及び評価報告書（別紙様式第6号別添3）を新設した。